

データガバナンス委員会の 平成24年度活動報告と平成25年度活動方針案

2013.6.13

オープンデータ流通推進コンソーシアム
データガバナンス委員会主査 井上 由里子



1. データガバナンス委員会の平成24年度活動報告 (1) 概要

日付	タイトル	概要
2012.09.26	第1回データガバナンス委員会	今年度の検討事項と進め方について 他
2012.11.14	第2回データガバナンス委員会	今年度の検討対象とするデータの決定 海外動向調査の報告 他
2013.01.24	電子行政オープンデータ実務者 会議ルール・普及WG第2回	データガバナンス委員会の検討状況について報 告。 CC-BYを軸に試行を行うこと 他
2013.01.28	第3回データガバナンス委員会	海外動向調査の報告 ケーススタディの実施方法について 他
2013.03.15	第4回データガバナンス委員会	データガバナンス委員会報告書案の検討 他
2013.03.21	第3回電子行政オープンデータ 実務者会議	データガバナンス委員会の取組と提言について 報告。 ケーススタディの結果、利用規約案等をもとに、 二次利用を自由に認めることを原則とすること、 利用ルールの策定時の留意点等を提言
2013.04.19	情報通信白書のオープンデータ 化発表	データガバナンス委員会で検討を行ってきた利 用規約案をもとにして、情報通信白書のオープ ンデータ化が実施される。

1. データガバナンス委員会の平成24年度活動報告 (2) 検討事項

- ▶ データガバナンス委員会において検討した事項は以下の通り。
 - ▶ 検討の方向性
 - ▶ 公共データの利用条件に係る現状と課題
 - ▶ 課題解決の方向性
 - ▶ 海外における二次利用の基本的な考え方
 - ▶ 海外で採用されているライセンスの比較
 - ▶ 国内での採用が考えられるライセンス(利用条件明示方法)の検討
 - ▶ ケーススタディ(情報通信白書等)
 - ▶ 利用規約案及び委託の際の契約書条文案等の検討
 - ▶ 利用規約案: ウェブサイトや当該データに記載する方法、内容
 - ▶ 委託契約書条文案等: 著作権の集約及び二次利用を可能にするために必要な事項
 - ▶ その他留意すべき事項の検討

参考：電子行政オープンデータ実務者会議への提言（1）

- ▶ データガバナンス委員会は、公共データの二次利用促進のための利用ルールのあり方について、以下の事項を提言する。
 1. 国が保有する公共データは、利用を制限すべき実質的かつ合理的理由のない限り、誰もが自由に利用できるようにすべきであり、国の著作権を根拠とした利用制限を認めるのは妥当でない。したがって、国の保有する公共データは、その著作物性の有無にかかわらず、二次利用を自由に認めるのが原則であることを全府省に周知すべき。
 2. 著作物性のある公共データについては、立法により国の著作権を否定することも考えられるが、オープンデータ戦略を早急に推進する観点から、国が自らの著作権を行使せず二次利用を認める内容の利用ルールを策定・導入することを検討すべき。
 3. 利用ルールの策定に当たっては、以下のような点に留意すべき。
 - ① 利用ルールは、様々なデータを機械で重ね合わせて利用（マッシュアップ）する際の便宜のため、できる限り統一し、また、社会で広く使われているライセンスとの互換性についても明記し、機械判読可能性にも考慮すること。
 - ② 国の保有する公共データの中に第三者が著作権等の権利を有する部分が含まれている場合には、第三者の許諾が必要となりうることから、その部分をできるかぎり明確に示して、利用者の注意を喚起すること（その際、利用者に過剰な委縮効果が生じないよう、数値データや簡単な表・グラフ等は著作権の保護対象でないこと、引用など著作権者の許諾なく利用できる場合があることなど関連法制度のポイントを付記することが望ましい。）
 - ③ 公共データの二次利用を国が規制すべき旨を定めた個別法が存在する場合には、その内容をわかりやすく表示すること。

※ データガバナンス委員会ではこれらの点に配慮した利用規約案（たたき台）を作成しているので参考とされたい（後述）。

出典：平成25年3月21日 第3回電子行政オープンデータ実務者会議「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」

参考：電子行政オープンデータ実務者会議への提言（2）

4. 今後新たに作成する公共データと過去の公共データは、取り扱いを区別し、それぞれ以下のような取扱いとする方向で検討すべき。
 - ① 今後新たに作成する公共データについては、たとえば調査研究等を外部に委託する際に、その報告書の二次利用を可能にする内容を委託契約書に盛り込むなど、二次利用を前提として予め権利関係の集約化・明確化を図ること。

※ データガバナンス委員会では、委託契約書の例(たたき台)を作成しているので参考とされたい。
 - ② 一方、過去の公共データについては、権利関係の確認作業等の負担が大きく、費用対効果の観点から見合わないと判断される場合には、権利関係の確認は利用者の責任に委ねることとし、その旨を利用ルールに明示すれば足りるとすること。

※ データガバナンス委員会では、各府省が権利関係の調査及び第三者等の許諾の可否の確認を行う場合の手順及び利用規約案(たたき台)(後述)を作成しているので参考とされたい。
5. 上記と並行して、関連マニュアルの作成、職員向け研修の実施、ヘルプデスクやFAQの整備、リスク対策等、様々な環境整備を行ってほしい。

出典：平成25年3月21日 第3回電子行政オープンデータ実務者会議「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」

参考：情報通信白書の利用規約

- 冒頭部分に、原則として自由に二次利用が行えることを平易に表現した上で、詳しい解説を設ける構成とした。
- また、著作物性のある部分については、海外との互換性や機械判読可能性を担保するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用し、その「表示ライセンス(CC-BY)」により利用可能な点にも言及した。

○平成22～24年版情報通信白書は、原則として、自由にご利用いただけます。

・平成22～24年版情報通信白書(HTML版(含むExcelデータ)及びPDF版)は、以下の図表リストに掲載されている図表及び第三者の出典が表示されている文章等を除き、どなたでも自由に、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる利用ができます。商用利用も可能です。

・利用するには、出典の表示をお願いします。(出典表示の記載例) (略)

○ 詳しい利用方法については、以下を御覧ください

【図表リストに掲載されている図表及び第三者の出典が表示されている文章について】

・図表リストに掲載されている図表または第三者の出典が表示されている文章は、第三者が著作権その他の権利(例:写真につき肖像権・パブリシティ権など)を有している可能性があります。利用にあたっては第三者の権利を侵害することのないよう注意してください。

・第三者が著作権を有している情報であっても、著作権法上、引用など、著作権者の許諾無く利用できる場合があります。

(著作権者の許諾が不要とされている利用方法) (略)

【図表リストに掲載されていない図表及び第三者の出典が表示されていない文章について】

・数値データ、簡単な表・グラフ等には著作権はありませんので、自由にご利用いただけるものですが、出典表示をお願いしています。

・著作物性のある文章や図などの著作権は、国が保有し、総務省が管理していますが、自由な利用を認める「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」により利用を許諾しています。ご利用にあたっては、下記のライセンス表記の転載をお願いいたします。



平成24年版情報通信白書 by 総務省 is licensed
under a Creative Commons 表示 2.1 日本 License.

<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>

○ 免責事項

・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。

・なお、平成22～24年版情報通信白書に掲載している情報を用いたことで、利用者に損失等が発生した場合でも、総務省は責任を負いかねます。

○ 情報通信白書に関するお問合せ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 情報通信経済室

TEL:03-5253-5720 FAX:03-5253-6041

E-MAIL: hakusho@soumu.go.jp

2. 日本におけるオープンデータ（利用ルール関係）に関する動向

■ 平成24年度の総括：二次利用を可能とする利用規約の作成と試行

- ・データガバナンス委員会では、総務省の「情報通信白書」等を素材にケーススタディを行った上で、既に公開されているデータについて、改変を含む二次利用を可能とする利用規約案を作成した。
- ・データガバナンス委員会で作成した利用規約案をもとに、総務省が「情報通信白書」のオープンデータ化を実施し、また、Open DATA METIにおいて、経済産業省もその保有するデータのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでの公開を開始するなど、二次利用を可能とするオープンデータ化*が始まった。

※「オープンデータ化」には、二次利用を可能とする利用ルールでの公開のほか、機械判読に適したデータ形式で公開することも要件であるが、ここでは、利用ルールについてのみ言及している。

- ・電子行政オープンデータ実務者会議において、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（仮称）」及び、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（仮称）」が作成された。

■ 平成25年度の展望：オープンデータ化促進のための仕組みの整備

- ・総務省や経済産業省等の保有する一部のデータについて、オープンデータ化が始まったが、他の府庁も含め政府全体でオープンデータ化を進めるための仕組みを整備する必要。
- ・政府や自治体が保有しているデータを積極的にオープンデータ化できるように、データ保有者向けのマニュアル等の整備を行う必要がある。

3. データガバナンス委員会の平成25年度活動方針案

(1) 活動方針 (案)

- ① 保有するデータをオープンデータとして公開しようとしている組織／担当者等の実務を支援するための仕組みを検討する。
- ③ 利活用・普及委員会との連携を今までよりも密にし、データの利用希望者、データの保有者のニーズに沿った検討を実施する。

(2) 主な活動 (案)

タイトル	概要
利用規約案のブラッシュアップ	平成24年度に作成した利用規約案を各省のホームページ全体に適用した場合の課題を検討するとともに、既にオープンデータとして公開されているデータに関する意見等をフィードバックし、利用規約案をブラッシュアップする。
データ保有者向けマニュアルの作成	データ保有者に向けて、利用規約案の内容をわかりやすく説明し、オープンデータ化する際に留意すべき点や、利用条件を選択するための手順等をまとめたマニュアルを作成する。
二次利用促進に向けた課題の整理・促進方策の検討	二次利用に対応していないデータについて、二次利用促進に向けた課題を整理して、一層のオープンデータ化を図るための方策について検討する。